

事 務 連 絡

平成 28 年 10 月 14 日

各都道府縣市町村税担当課
東京都主税局固定資産税課

御中

総務省自治税務局固定資産税課

地方税法に基づく市町村長への通知の電子データに含まれる外字について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 382 条及び第 422 条の 3 の規定に基づく登記所と市町村長との通知については、別紙平成 18 年 3 月 31 日付け総税固第 23 号総務省自治税務局固定資産税課長通知に基づき、電子データを格納した媒体を受け渡す方法での通知（以下「電子通知」という。）が、法務局との協議が調った市町村から順次実施されているところです。

この電子通知による場合であっても、外字については電子データ上で表示されないことから、別途、登記所において、字形を紙媒体で確認するための市町村通知書を出力するなどの対応を取る必要があったところですが、今般、電子通知における外字について、別添平成 28 年 10 月 14 日付け法務省民事局民事第二課補佐官名事務連絡のとおり法務省から法務局民事行政部及び地方法務局に通知されておりますので、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨をご連絡願います。